

買参権取得をお考えの方へご案内

当市場は卸売市場のため、商品を購入するには買参権を取得していただく必要があります。

一般消費者の方への販売は行っていませんので、ご注意ください。

[買参権取得について]

- ◎前橋魚市場の地区内において水産物の販売を行う小規模の事業者様及び水産物の販売の食品衛生法による許可を有する小規模の事業者様であること。
- ◎準組合員としてご加入いただき、予想される仕入額に応じて保証金を預からせていただきます。

お問い合わせは、前橋水産物商業協同組合までお願いいたします。

お問い合わせ先	前橋水産物商業協同組合
Tel	027-261-3111
Fax	027-261-4851

[定款より抜粋]

(目 的)

本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(地 区)

本組合の地区は、前橋市、高崎市、伊勢崎市、渋川市、沼田市、北群馬郡、吾妻郡、利根郡、佐波郡及び甘楽郡の区域とする。

(公告方法)

本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(組合員の資格)

本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 組合の地区内において水産物の販売を行う事業者であること。
- (2) 水産物の販売の食品衛生法による許可を有する事業者であること。

(加 入)

組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。